

高槻市森林整備計画

計画期間

自	令和 7 年	4 月	1 日
至	令和 1 7 年	3 月	3 1 日

高槻市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備の方法に関する事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐 及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の作業種別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域における森林施業の方法	14
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	16
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	16
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
3	森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	16
5	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	17
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	17
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	17

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	18
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	18
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3	作業路網の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	20
第8	その他必要な事項	21
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	22
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	22
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	23
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	23
2	その他必要な事項	23
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	23
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	23
2	鳥獣害対策の方法	24
3	林野火災の予防の方法	24
4	放置竹林の対策の方法	24
5	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	24
6	不法投棄対策の方法	24
7	その他必要な事項	24
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	25
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	25
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	25
4	その他必要な事項	25
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	26
2	生活環境の整備に関する事項	26
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	26
4	森林の総合利用の推進に関する事項	26
5	住民参加による森林の整備に関する事項	27
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	27
7	被災森林の再生に関する事項	28
8	その他必要な事項	28

The map displays the following administrative divisions of Osaka Prefecture:

- Cities (Shi):** 能勢町 (Nose), 豊能町 (Toyonaka), 箕面市 (Mino), 池田市 (Ikeda), 豊中市 (Toyonaka), 吹田市 (Suita), 茨木市 (Izumi), 高槻市 (Higashi-Osaka), 島本町 (Shimamoto), 枚方市 (Hirakata), 交野市 (Kamaishi), 寝屋川市 (Neyagawa), 守口市 (Moriguchi), 門真市 (Kadoma), 四條畷市 (Saijōhatai), 大東市 (Daitō), 東大阪市 (Higashi-Osaka), 八尾市 (Yao), 柏原市 (Kashiwa), 藤井寺市 (Fujidera), 羽曳野市 (Haneide), 富田林市 (Tomitaka), 河内長野市 (Kawachi-Nagano), 和泉市 (Izumi), 岸和田市 (Kashiwa), 泉大津市 (Izumi-Ohtsu), 貝塚市 (Kashiwa), 熊取町 (Kumatori), 泉佐野市 (Izumi-Sano).
- Towns (Cho):** 能勢町 (Nose), 豊能町 (Toyonaka), 島本町 (Shimamoto), 枚方市 (Hirakata), 寝屋川市 (Neyagawa), 守口市 (Moriguchi), 門真市 (Kadoma), 大東市 (Daitō), 八尾市 (Yao), 柏原市 (Kashiwa), 藤井寺市 (Fujidera), 羽曳野市 (Haneide), 富田林市 (Tomitaka), 河内長野市 (Kawachi-Nagano), 和泉市 (Izumi), 岸和田市 (Kashiwa), 泉大津市 (Izumi-Ohtsu), 貝塚市 (Kashiwa), 熊取町 (Kumatori), 泉佐野市 (Izumi-Sano).
- Districts (Ku):** 淀川区 (Yodogawa), 西淀川区 (Seiyodogawa), 此花区 (Sukagawa), 港区 (Minato), 大正区 (Taishō), 住之江区 (Sumiyoshi), 浪速区 (Naniwa), 中央区 (Chūō), 北区 (Kita), 東淀川区 (Higashiyodogawa), 都島区 (Futatabi), 旭区 (Asahi), 鶴見区 (Tsurumi), 城東区 (Jōtō), 東成区 (Higashinari), 生野区 (Nishinari), 阿倍野区 (Abeno), 東住吉区 (Higashiyumoto), 平野区 (Heiwa), 住吉区 (Sumiyoshi), 堺区 (Sakai), 北区 (Kita), 松原市 (Matsubara), 東区 (Higashi), 美原区 (Minamihara), 中区 (Naka), 南区 (Minami), 河内長野市 (Kawachi-Nagano), 和泉市 (Izumi), 岸和田市 (Kashiwa), 泉大津市 (Izumi-Ohtsu), 貝塚市 (Kashiwa), 熊取町 (Kumatori), 泉佐野市 (Izumi-Sano).

面積		105.29 km ²
広 ぼ う		東西 10.4 km 南北 22.7 km
海 抜		最高 678.7 m (ボンボン山) 最低 3.3 m 柱本 (淀川河川敷) 市役所 10.4 m
市役所の位置	所在地	桃園町 2 番 1 号
	経緯度	東緯 135° 37' 北緯 34° 50'
備 考		大阪から 21.2 km 京都から 21.6 km

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、大阪府の北東部に位置し、北は北摂連山で京都府に、南は淀川に面し摂津市と寝屋川市に、東は島本町と淀川を隔てて枚方市に、西は茨木市に接していて、東西 10.4 k m、南北 22.7 k mの南北に細長い形をしている。

地域森林計画対象民有林は 4,475ha あり、国有林を含む森林面積は 4,625ha で市総面積 10,529ha の 44%を占めている。

これらの森林は、都市近郊に位置していることから木材生産はもとより、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化などの森林の持つ公益的機能の果たす役割は大きく、林家のみならず市民との生活とも深く結びついている。しかしながら、本市の林業生産活動は、経営規模の零細性、林業の労働力不足、木材価格の低迷、林業経営費の上昇等により全体的に停滞しているのが現状である。

そのような中、平成 30 年 9 月の台風第 21 号により市内人工林の 4 分の 1 以上に風倒木被害が発生し、国による局地激甚災害の指定を受けた。そのため、大阪府森林組合が実施する「森林災害復旧事業」への支援を行い、令和 4 年度で完了した。令和 4 年 3 月に策定した「高槻市農林業基本計画」には、頻発化、激甚化する災害からの復旧、森林の保全に向けた取組が重要であると明記しており、今後は、「森林災害復旧事業」の事業対象地以外の被災森林についても、関係団体等と連携を図り、二次災害の防止と災害に強い森林の再生に向けた取組への支援が引き続き必要である。

また、大阪府森林組合を市域における森林施業の中核的担い手として位置付け、森林の適正管理の推進に努める森林環境保全整備事業等の実施や、森林総合利用施設である高槻森林観光センター（田能地区）の運営を通じた市民への森林レクリエーションの場の提供、さらに森林ボランティアの森林に対する知識、技術の向上のため「市民林業士養成講座」を共催で実施する等、森林の利活用や、森林保全に資するための支援を行っている。

その他、森林保全活動を行う森林ボランティア組織「高槻里山ネットワーク」や、「NPO 法人森のプラットフォーム高槻」が実施する、間伐等の森林整備作業に対して支援を行っているほか、「高槻市木材利用基本方針」に基づき、府内産材の利用拡大を図り、建築物の整備や土木工事等の実施にあたっては可能な限り木材を使用した方法を採用するとともに、民間事業者に対しても木材の利用を働きかけていくなど、木材利用を推進するものとしている。

本市では今後も、大阪地域森林計画を踏まえ、引き続き社会的要請に即応できる森林施業実施体制の充実や、森林資源の利用促進等、健全で質の高い森林の持続的な保全、管理、多様な生き物が生息できる空間創出の推進を目指した支援策を実施していく必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 森林整備の基本的な考え方

森林整備については、将来の望ましい森林の姿と、それを実現するための技術的な手法等を示す大阪府森林整備指針に基づき、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるために、市域森林の現状、並びに森林に関する自然的条件、社会的要請を総合的に考慮して、重視すべき機能に応じた整備を行う。

そのため森林を、「公益的機能別施業森林」と、木材等の生産機能を重視すべき公益的機能別施業森林以外の森林（以下、「木材等生産林」という）に区分する。

公益的機能別施業森林については、水源かん養機能の維持増進を図る「水源かん養機能維持増進森林」、山地災害防止や土壌保全機能の維持増進を図る「山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林」、市民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る「快適環境形成機能維持増進森林」保健・レクリエーションや文化機能の維持増進を図る「保健機能維持増進森林」の区域を設定する。

これらの区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

(2) 森林整備の推進方向

森林の区域ごとの望ましい森林の姿、並びに森林の整備及び保全の方針は次表のとおりとする。

【公益的機能別施業森林】

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	水源かん養機能維持増進森林	下層植生とともに樹根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。また、保安林の指定及びその適切な保育・間伐等を推進する。
快適環境形成機能	快適環境形成機能維持増進森林	樹高が高く、枝葉が生い茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や、大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性 保全機能	保健機能維持増進森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、市民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡等と一体となって潤いのある自然景観や、歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	野生動物等、生物多様性の保全を図るため、森林の構成を維持し、樹木の多様性を増進することを基本とする。市民等にとって、憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や市民ニーズ等に応じ、多様な森林整備を推進することとし、潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

【公益的機能別施業森林以外の森林】

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	材木の生育に適した土壌等の諸条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても、併せて推進する。

(3) その他必要な事項

多様な主体の参加・協働による森づくり

多様な森林への誘導や、放置森林の解消を図るためには、森林所有者の自助努力だけでなく、森林を地域の環境財と捉え、地域社会全体で支えていく必要がある。

そのため、地域住民、企業、NPO、森林ボランティアなど、多様な主体による森づくり活動への参画をさらに促進していく。

3 森林整備の合理化に関する基本方針

本市の森林所有者の保有森林は零細であるため、森林施業は、大阪府森林組合への委託が中心となっており、森林施業の共同化、林業後継者の育成、高性能機械の導入、「高槻市木材利用基本方針」に基づいた木材の利用や木材流通・加工体制の整備などを促進するため、大阪府森林組合と森林所有者との連絡を密にし、森林施業等を計画的に推進するものとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として、平均成長量が最大となる林齢に、森林が有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

単位：年

地 区	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
全 域	40	45	35	45	10	15

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）皆伐

皆伐は、気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等からみて、人工造林、または、萌芽更新により、高い林地生産力が期待される森林、及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から、植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施する。

ア 皆伐を行うにあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図るものとする。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進し、林地の保全、落石の防止、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置する。

イ 実施時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。

ウ 伐採跡地については、萌芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、萌芽による更新を行う場合には、萌芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、植込みを行うものとする。特に、伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図るものとする。

エ 皆伐後、天然更新を行う場合は、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採箇所は、人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残等につ

いて配慮するとともに、萌芽更新の場合は優良な萌芽を発生させるため、11月～3月の間に伐採するものとする。

オ 伐採に当たっては、上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行う。

(2) 択伐

択伐にあたり、気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施する。

ア 複層状態の森林に、確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。

イ 天然下種等による更新が確実な森林で行うものとし、伐採にあたっては、森林生産力及び公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導する。

ウ 一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下で実施するものとする。

(3) 育成林の樹種ごとの主伐時期

育成林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、主伐の時期は、下表を目安として定めるものとする。

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級 (cm)	(年)
スギ	小丸太	密仕立	16	30
	一般建築材	中仕立	24	40
	造作材	中仕立	32	70
ヒノキ	心持柱材	密仕立	20	45
	造作材	中仕立	34	80
マツ	一般材	中仕立	26	35

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、多面的機能の発揮の必要性から、植栽を行うことが適当である森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の樹種は適地適木を旨とし、造林地の気象、地形、土壌等の自然条件や、既往の植栽地の成林状況及び地利条件等を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ、その他有用な広葉樹等を主体に定めるものとする。また、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。なお、多様な森林を整備する観点から、画一的な樹種の造林を促進することとならないよう、留意すること。

また、風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。あらかじめ、そのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で、樹種を定めるものとする。

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ、その他有用な広葉樹等

(2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、立地条件や地域の特性に応じた造林方法等を勘案して、その方法を定めることとする。人工造林における植栽本数は、「Ⅱ第2の1の(2)ア 人工造林の植栽本数」によるものとするが、多様な森林整備を図る観点から、地域の施業体系や、生産目標を想定した幅広い植栽本数を定める。

また、複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合は、それを踏まえた上で、植栽本数を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

なお、森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持などのため、標準的な植栽本数範囲を超えて植栽しようとする場合には、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を定めること。また、あらかじめ、そのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で、植栽本数を定めるものとする。

ア 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数を勘案して、仕立て方法別に定める。

単位：本／h a

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	中仕立て	3, 0 0 0
	疎仕立て	2, 0 0 0
ヒノキ	中仕立て	3, 0 0 0
	疎仕立て	2, 0 0 0

注) 植栽本数を減じる場合は、スギ：1,000 本/ha、ヒノキ：1,500 本/ha を下限とする。

イ 人工造林の標準的な方法の指針

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には、必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。
植え付けの方法	植え穴は、十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。また、苗木は林地に均一に植えつけるものとする。さらに、必要に応じて施肥、土壌改良を行うものとする。
植栽の時期	植栽は春先に行うものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持、及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽をすることとする。それ以外の森林及び、択伐による伐採に係るものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽することとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等を主体に選定する。ただし、スギ、ヒノキは択伐に限る。

区分	樹種名
天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等
萌芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

森林生産力の維持増進を図るため、萌芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。更新は、周辺の草丈以上の更新樹種の本数が、概ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床の状況等から天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
10,000本/ha	3	3,000本/ha

ア かきおこし、枝条整理等の地表処理の作業は、下層植生や粗腐食の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について行うこと。

イ 刈出しは、天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について行うこと。

ウ 植え込みは、天然下種更新の不十分な箇所に行い、その本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。

エ 萌芽による更新を行う場合には、目的樹種の萌芽の発生状況等を勘案して決定するものとし、伐採後2～3年以内に優勢な萌芽を3本程度残すよう芽欠きを行うこと。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の所在	
位置	林班
大字原	18、20、21
大字川久保	52、53、54、55
大字成合	57
大字出灰	92

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

Ⅱ第2の1の(1)による

イ 天然更新の場合

Ⅱ第2の2の(1)による

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進、並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた、間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹種	施業体系	間伐時期（年）			
		初回	2回目	3回目	4回目
スギ	中仕立て	1 6	2 1	3 1	(4 0)
	密仕立て	1 6	2 0	2 4	
ヒノキ	中仕立て	1 8	2 3	3 5	(4 5)
	密仕立て	1 8	2 3	2 9	3 5

(注1) () 内は長伐期大径材生産を目標とした場合

(注2) 間伐木の選定は、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うものとし、間伐率は材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

(注3) その他樹種においても、適宜間伐作業を行う。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類は原則として下刈、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基準とし、地域における既往の保育の方法を勘案して時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

保育の種類	樹 種	実施林齢																				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
下刈	スギ	○	○	○	○	○	△	△														
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△													
つる切り	スギ						○	○	○													
	ヒノキ							○	○	○												
除伐	スギ									←	○	→										
	ヒノキ											←	○	→								

(注1) △は必要に応じて行う。

(注2) その他樹種においても、適宜保育作業を行う。

3 その他必要な事項

計画期間内において、間伐を実施する必要があると認められる森林の所在については、次表のとおりとする。

樹種	齢級	森林の所在（林小班）
スギ、ヒノキ	6～13	66 -1～14、16～19
	5～12	80 -6、10、13～15、18～20、31、32、35、36
	3～18	17 -1～53、76～84、86～89、92～99
	8～19	16 -1～3、5～22、24、26～28、30、31、33～44、46～49、53、54
	10～15	15 -3～9、12～14、31、34～37、39、40、44～47、49、50
	8～16	73 -1～4、6～9、12、14、17、18、20～24

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林とは、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域とし、「水源かん養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」「保健機能維持増進森林」の区域について設定する。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとする。

なお、個々の公益的機能別施業森林と木材等生産機能維持増進森林は、重複して区分を設定できるものとする。

1 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

ア 水源かん養機能維持増進森林

水源かん養機能維持増進森林は、原則として水源かん養機能の必要性が高い森林や、水源かん養保安林を有する森林とする。具体的には、地域の用水源として重要なため池、ダムや主要河川等の上流に位置する森林とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林は、原則として山地災害防止機能の必要性の高い森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林を有する森林とする。具体的には、地形として傾斜が急であり山腹の凹曲部等水の集中流下する森林や市街地、集落、道路等などの施設に近接し急峻な地形を有する森林とする。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

快適環境形成機能を高度に発揮することが求められている森林について、個々の森林の立地条件、林況、地域の要請等を踏まえて定めることを基本とする。原則として、集落等の周辺に位置し、大気浄化、防音、防風等の必要性がある森林を、快適環境形成機能維持増進森林とする。

エ 保健機能維持増進森林

保健機能維持増進森林は、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能を高度に発揮することが求められる森林について定めることを基本として、個々の森林の立地条件、林況、地域の要請等を踏まえて定めるものとする。原則として、自然公園区域、府民の森、市民の森、史跡・名勝等が所在する森林、貴重な植物・動物が生息する森林等を対象とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は別表1のとおりとする。

(2) 森林施業の方法

ア 水源かん養機能維持増進森林

伐期の延長を推進する施業及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、適正な森林の立木蓄積を維持しつつ、根系の発達を確保することを旨として定めるものとする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することを旨として定めるものとする。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、また、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとする。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。

なお、公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定すべき森林の区域等は別表2のとおりとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定の基準

木材等生産林は、材木の生育状況から安定した木材生産が見込まれることとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を対象とする。なお、木材等生産機能の維持増進は、個々の公益的機能別施業森林と重複して区域を設定できるとする。ただし、重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

(2) 森林施業の方法に関する指針

木材等生産林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、あわせて多様な木材需要に応じた持

続的・安定的な木材等の生産を推進する。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、大阪府森林組合等林業事業者への施業の委託状況などを勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等による森林経営の規模拡大を促進するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など、森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言等を推進し、意欲ある森林所有者、大阪府森林組合、民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。

その際、長期施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、大阪府森林組合が国土調査法に基づいて山林地籍調査に取り組んでおり、森林管理の適正化に資するため、本事業を支援する。

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である大阪府森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託を締結するものとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5カ年間）において自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権と、立木の処分権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう、委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び、維持運営に必要な権原や、林産物の販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化するための条件を、適切に設定することに留意するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら大阪府森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市における一般民有林所有者の約80%は、5ha未満の小規模所有者であることから、森林施業を計画的・効率的に行うため、市、大阪府森林組合、森林所有者等による地域ぐるみの推進体制を整備する必要がある。

高性能林業機械の導入や、適正な林内路網の整備と併せて、森林所有者から大阪府森林組合等の林業事業体への森林経営管理の受委託や森林施業の共同化を推進し、団地化、集約化による効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、安定的な木材供給体制の確立と森林の適正な管理を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な一般民有林所有者が多い本市において、森林所有者個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質な森林を目指すことは困難であるため、長期的な施業受委託が進むよう、大阪府森林組合等の林業事業体による施業の集約化を図る。

また、森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、森林の機能及び森林管理の重要性を認識してもらうとともに、森林施業への参画意欲の拡大を図り、計画的な森林施業の促進を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際に、次のことについて留意することに努めることとする。

- ① 共同森林施業実施者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- ③ 共同施業実施者の一人が、上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ、又は、森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 林道（林業専用道含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設においては、その用途に即した適正な計画を樹立するとともに、安全性と経済性を兼ね備えた合理的なものであることを基本とする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や、搬出方法に応じた路網密度の水準については、大阪地域森林計画を踏まえ、次表のとおり定める。

なお、本表は木材搬出予定箇所路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林・保育）を行う箇所、尾根、溪流、天然林等の除地に適用するものではない。

区 分	作業システム	路網密度 (m/h a)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系	110以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系	85以上	25以上
	架線系	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系	60以上	15以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	架線系	20以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系	5以上	5以上

(注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林地の傾斜や搬出方法に応じた路網と、林業機械化の組み合わせにより、施業が必要な分散した林分の集約化を図り、低コスト化を推進する区域を、路網整備等を推進する区域とする。

3 作業路網の整備に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

作業路網は、高性能林業機械の導入による生産性の向上や、効率的な林業経営を行う上で基盤となる施設であり、木材搬出量の増加や施業効率化の推進において、重要な役割を果たしている。

しかし、その多くが高度経済成長期に整備されたことから老朽化が進んでおり、今後も路網の機能保全を図るため、長寿命化を図り、計画的な維持運営を行う必要がある。

基幹路網の作設については、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程、林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針を基本に、既設の幹線林道・作業路等との連携を図りながら、作設するものとする。

○林道の開設又は拡張に関する計画

開設/拡張	種類	路線名	延長 (km)	利用区域面積 (ha)	前半5カ年の 計画箇所	備考
拡張	自動車道 (改良)	萩谷岡山	9.9	295	○	
		際面ヶ谷	3.5	99	⊖	
		本山寺	1.9	95		
		田能	2.9	127		
		遅谷	1.1	46		
		鹿ノ爪	1.7	58		
		焼山	1.7	83		
拡張計		小計	22.7	803		
拡張	自動車道 (舗装)	原桧尾谷	5.6	273	○	
		岩井谷	3.6	92	○	
		小計	9.2	365		
拡張計			31.9	1,168		

イ 細部路網の整備に関する事項

基幹路網の整備と併せ間伐・保育を進めるため、スギ・ヒノキ等の人工林が集団的に存する地区及び今後、間伐・保育作業を実施する必要のある林分が集中的に存する地区に対し、間伐・保育実施に必要な細部路網の開設を積極的に推進することとする。

○作業路網の整備計画

位置	路線名	延長 (m)	利用 施業	利用区域 面積(ha)	他の路線との関係		備考
					名称	種類	
二料	焼山高ヶ峯	3,000	間 伐	75	焼山線	林道	
田能	広法谷 的谷	3,000		47	枚方亀岡線	府道	
原	原法町	5,400		59	萩谷岡山線	林道	
萩谷	萩谷地獄谷	3,500		90	萩谷岡山線 地獄谷線	林道	
計		14,900		271			

4 その他必要な事項

土場、作業施設など、林産物の搬出、造林・保育、その他施業の効率化を図る施設整備を路網整備と併せて推進する。また、林産物の搬出にあたっては、立木竹及び下層植生の保持に努め、地表を損傷しないよう、十分留意するものとする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市は都市圏に近く、林家の高齢化が進んでいることから、林業の労働力の不足が著しい。今後は、市民参加型イベント等での森林整備に対する啓発活動を行うとともに、森林への理解を深め森林施業の技術の習得を目指す市民林業士養成講座を通じて森林ボランティアを育成し、大阪府森林組合現場作業員や地区森林作業経験者による技術指導や交流などを推進する。加えて、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組む。

(1) 人材の育成・確保

林業従事者等の技術・技能を習得する活動に対して支援を行う。また、大阪府森林組合については、最近の森林保全への関心の高まりから、比較的年齢の若い作業員の確保が図られているが、将来にわたって森林保全の中心的担い手として継続して従事するために、現在の就労体制を維持する必要がある。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

大阪府森林組合は、他産業の就労体制を踏まえ、各種社会保険制度への加入、宿泊施設の整備、休暇制度の充実、労働安全衛生面及び福利厚生面での就労条件の改善を図り、森林作業員への就労を促進するとともに、機械操作、運転に必要な資格の取得を促進してきた。

また、造林・育林作業だけでなく、森林インストラクターとしての啓発普及活動など、幅広い部門で従事できる就労体制を整え、魅力ある労働環境の創出に努めている。今後とも林業労働者の安定確保を図るため、支援を行う。

イ 林業後継者の育成

林家が有する森林整備・林業経営への意識や、市民の森林に対する知識を高揚するため、大阪府森林組合が主体となって森林施業に関する情報提供や、技術研修会の開催などに取り組むほか、技術の普及や情報交換の場となる高槻森林市民交流センターの活用を図る。

○活動拠点施設の概要

施設の種類	位置	面積	利用組織	対図番号	備考
高槻森林市民交流センター	大字原	200 m ²	大阪府森林組合、林家、市民	②	

(3) 林業事業体の体質強化策

大阪府森林組合の経営安定化を図るため、組合直営の高槻森林観光センターの充実や木工製品の生産販売体制の拡充など、森林観光部門、木材加工・販売部門等の強化及び経営の多角化に協力する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市では、平成 30 年の台風第 21 号による被害復旧を契機に、大阪府森林組合による森林管理におけるフェラバンチャザウルス等の高性能林業機械やドローン、GIS 等新技術の活用が積極的に図られており、ドローンによる苗木運搬の導入に向けた検討もすすめるなど、効率的な作業システムの整備を行っている。また、集約化施業の実施に向けて森林の団地化にも取り組んでおり、今後もこれら取り組みに対して支援を行う。

作業の種類	現状（参考）	将来
伐倒	チェーンソー ハーベスタ フェラバンチャ	チェーンソー ハーベスタ フェラバンチャ
造材	チェーンソー ハーベスタ	プロセッサ ハーベスタ
集材	フォワーダ	小型移動式集材機 フォワーダ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

現在、間伐材利用施設として大阪府森林組合が所有する間伐材の加工を主体とする林産物加工施設と、高槻森林観光センター内の、木工クラフトセンターがあり、これらの施設の活性化に向けた取り組みを推進する。また、国内産の原木を使用したシイタケの生産販売施設である高槻しいたけセンターについては、生産、加工、販売の実績をあげていることから、引き続き利活用を促進する。また、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを着実に進める。

○特用林産の生産・流通・加工・販売施設の概要

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
高槻しいたけセンター	大字田能	6 0 0 m ²		

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、市域の森林区域全域においてニホンジカ及びイノシシを対象として区域を設定する。なお、地域の実情に応じて必要があればその他の鳥獣についても、上記の基準に基づいて区域を設定するものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有することと考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止対策の実施状況については、対策実施者からの速やかな報告や、適宜行う森林パトロール、必要に応じて実施する森林所有者等からの情報収集等を通じて確認を行うものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針・方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努め、病虫害等の種類や被害の程度に応じた塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行う。

なお、森林病虫害等のまん延のために、緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等の早期発見、早期防除のため、本市と府などの関係機関が連携して対応する。特に、ナラ枯れ被害については、一定被害は終息しているが、森林パトロール等を通じた早期発見により適切な措置を行い、被害の予防・拡大防止に努めるとともに、人的被害の恐れのある箇所を優先して対策を実施する。また、被害を受けにく

い健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

健全な森林を維持していく上で支障と認められる鳥獣害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、本市と府など、関係機関や大阪府森林組合等と協力して防除活動等を総合的かつ効率的に推進する。

3 林野火災の予防の方法

本市と府など、関係機関と連携して林野火災予防に努める。

4 放置竹林の対策の方法

放置竹林の拡大を防ぐため、アドプトフォレスト制度等を活用し、企業、NPO等による竹林整備を促進するとともに、竹資源を活用した新たな活用方策について検討するなど、利用促進に努める。

5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

6 不法投棄対策の方法

関係機関と連携して不法投棄対策に努める。

7 その他必要な事項

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林は、自然地形等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込のある森林について設定する。

なお、保健機能森林の区域については、次表のとおりとする。

森林の所在		面積 (ha)						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
大字原	8	827.2						
大字萩谷	9、10							
大字原、服部	29							
大字原	38～40、42							
大字川久保	46～50、52							

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法に関する事項

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水資源かん養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を積極的に実施するものとする。また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高）を定める。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

小規模所有者が多い本市においては、単独による森林経営計画の作成が困難な状況にあるので、市森林整備計画の達成に向け、市と大阪府森林組合が一体となり森林経営計画の作成を推進する。

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
檜田・原・萩谷	別図のとおり	2,592.7ha
川久保・原・成合	別図のとおり	1,342.9ha

(2) その他

森林経営計画を作成するにあたり、計画作成者は次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第6の3の森林施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類の	位置	規模	対図番号	備考
	該当なし			

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

市街地の周辺に位置する、神峰山等の「都市近郊林」の整備により、市民の憩いの場の提供と、森林機能の学習の機会を提供し、森林保全の重要性や、森林施業への理解等を図る。また、地域材の積極的な活用を目指して「地材地消」の取組を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

現在、市内には、森林総合利用施設として、大阪府森林組合が運営する高槻森林観光センターがあり、市民が森林に親しみながらバーベキュー等を楽しむことができる総合

レクリエーションの場としての役割を果たしている。その機能を充実させるため、今まで、林業構造改善事業をはじめとした施策を実施し、施設の充実を図ってきた。今後ともこの機能をさらに推進するため、農業関係のレクリエーション施設とのネットワーク化も進めるなど、様々な面から活動を支援していく。

○森林の総合利用施設の概要

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
高槻森林観光センター	大字田能	7 7 2 m ²	①	

5 住民参加による森林整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

近年の市民の森林保全への意識の高まりから、平成14年からは、高槻市が広く市民から森林ボランティアを募集し、森林ボランティア団体「高槻里山ネットワーク」を発足させ、当該団体の森林保全活動への支援を行っている。さらに平成16年には、本市と大阪府森林組合の共催で「市民林業士養成講座」を開催し、森林や林業に関する知識や技術を持った森林ボランティアの養成を図っており、平成17年には卒業生を加入対象とした「NPO法人森のプラットフォーム高槻」が設立された。現在では、これら森林ボランティア団体に取り組む森林作業を通じて、市民参加の森づくりと、森林所有者と市民との交流を目指している。

また、平成21年度からは原城山地区等において、企業、地元、NPO、大阪府森林組合、行政（大阪府、高槻市）と協働で、「アドプトフォレスト」制度に基づく里山再生に取り組んでおり、今後も支援を行う。

さらに、国の森林山村多面的機能発揮対策事業を活用し、地域住民、森林所有者等が協力して実施する里山林の保全活動に取り組んでおり、本市も平成29年度から支援を行っている。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

区域	作業種	面積	備考
	該当なし		

7 被災森林の再生に関する事項

平成 30 年台風第 21 号により局地激甚災害の指定を受けた森林について、大阪府森林組合が実施する「森林災害復旧事業」への支援を行い、令和 4 年度で完了した。今後は、「森林災害復旧事業」の事業対象地以外の被災森林についても、関係団体等と連携を図り、二次災害の防止と災害に強い森林の再生に向けた取組への支援に努める。

8 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑・適正な実行を確保し、林業生産活動の活性化を図るため、府、市、大阪府森林組合、高槻市林業推進協議会の連携を一層密にし、森林所有者に対する技術及び知識の普及に努める。

(2) 市有林の整備

平成 30 年の台風第 21 号では市有林にも甚大な被害が発生し、森林再生に取り組んでいる。今後は、風倒木被害からの復興のシンボルとして、市、大阪府森林組合、森林ボランティアと市民が一体となり、市民共創の森での植樹活動をはじめとする市民参加型の里山林として保全整備を図る。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、高槻市太陽光発電施設の適正な設置のための手続等に関する条例を厳正に運用する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）並びに高槻市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則に基づき、規制区域内である市内全域の森林の土地について、制度を厳正に運用する。

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分		林班	面積 (ha)
《水源かん養機能維持増進森林》 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林		別図のとおり	3,356.6ha
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林	《山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林》 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別図のとおり	141.0ha
	《快適環境形成機能維持増進森林》 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別図のとおり	460.1ha
	《保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全を含む）》 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別図のとおり	827.2ha
《木材等生産林》 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		別図のとおり	4,324.8ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林		別図のとおり	252.88ha

※重複する林班については二重計上している。

2 上乗せゾーニング … 該当なし

区 分	林班	面積 (h a)
水資源ゾーン		
生物多様性ゾーン		
水辺林ゾーン		
保護地域ゾーン		

【府有林】 … 該当なし

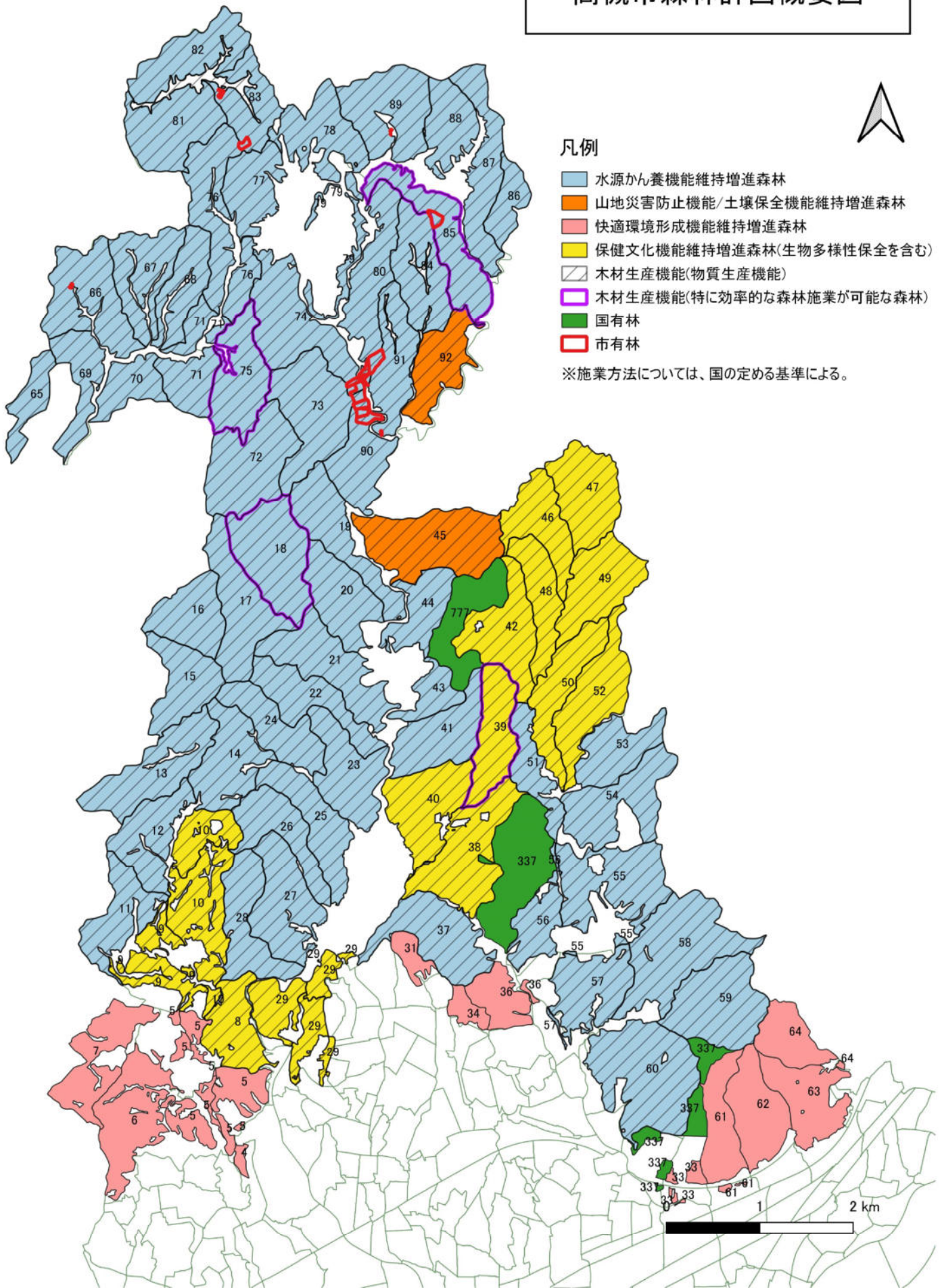
別表２ 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定すべき森林の区域等

【一般民有林】

区 分		林班	面積（h a）
《水源かん養機能維持増進森林》 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	別図のとおり	3,356.6ha
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を期待すべき森林	別図のとおり	1428.3ha
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	—
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	—
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を行うべき森林		—

【府有林】 … 該当なし

高槻市森林計画概要図



高槻市森林計画概要図



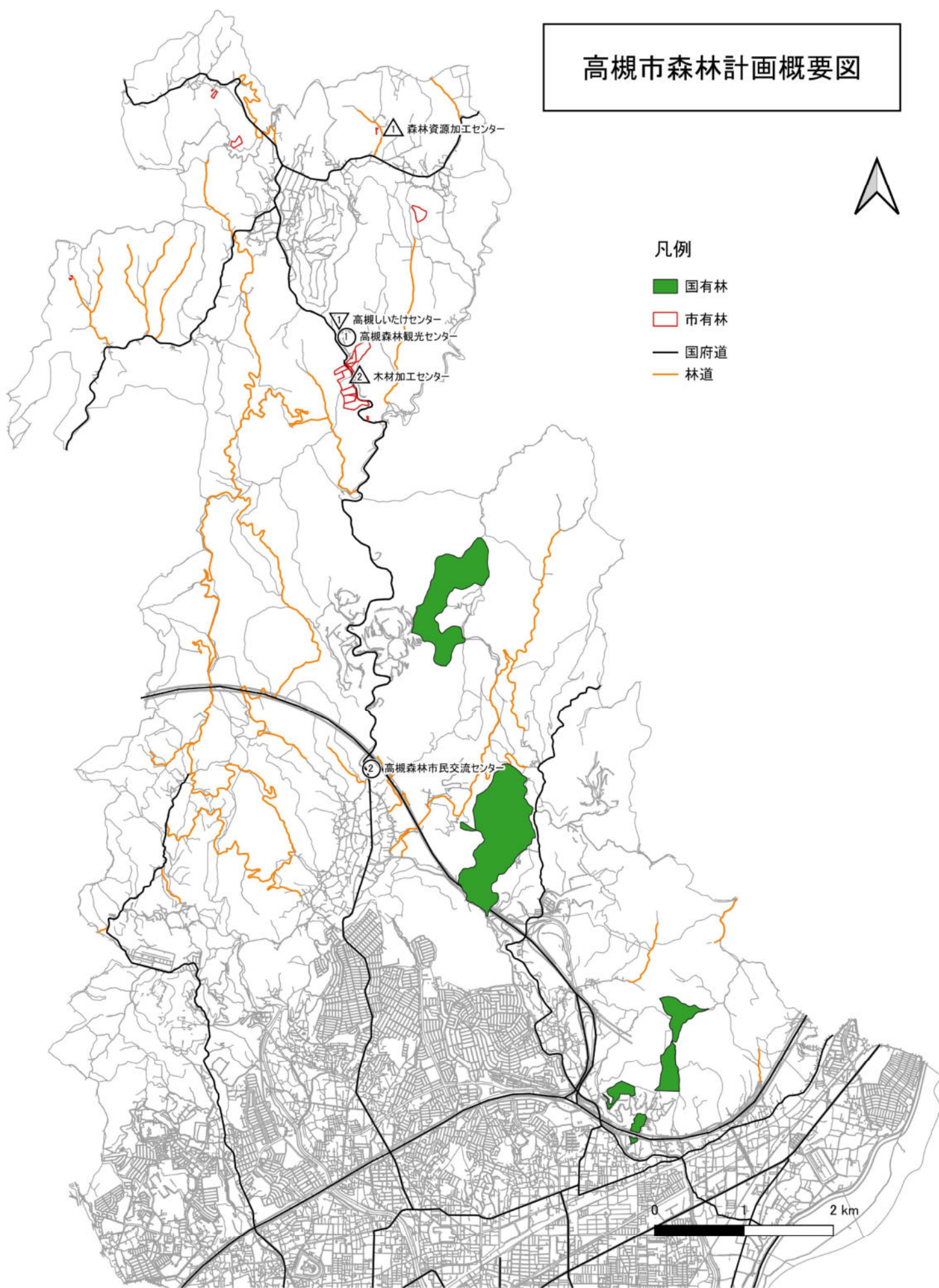
凡例

■ 国有林

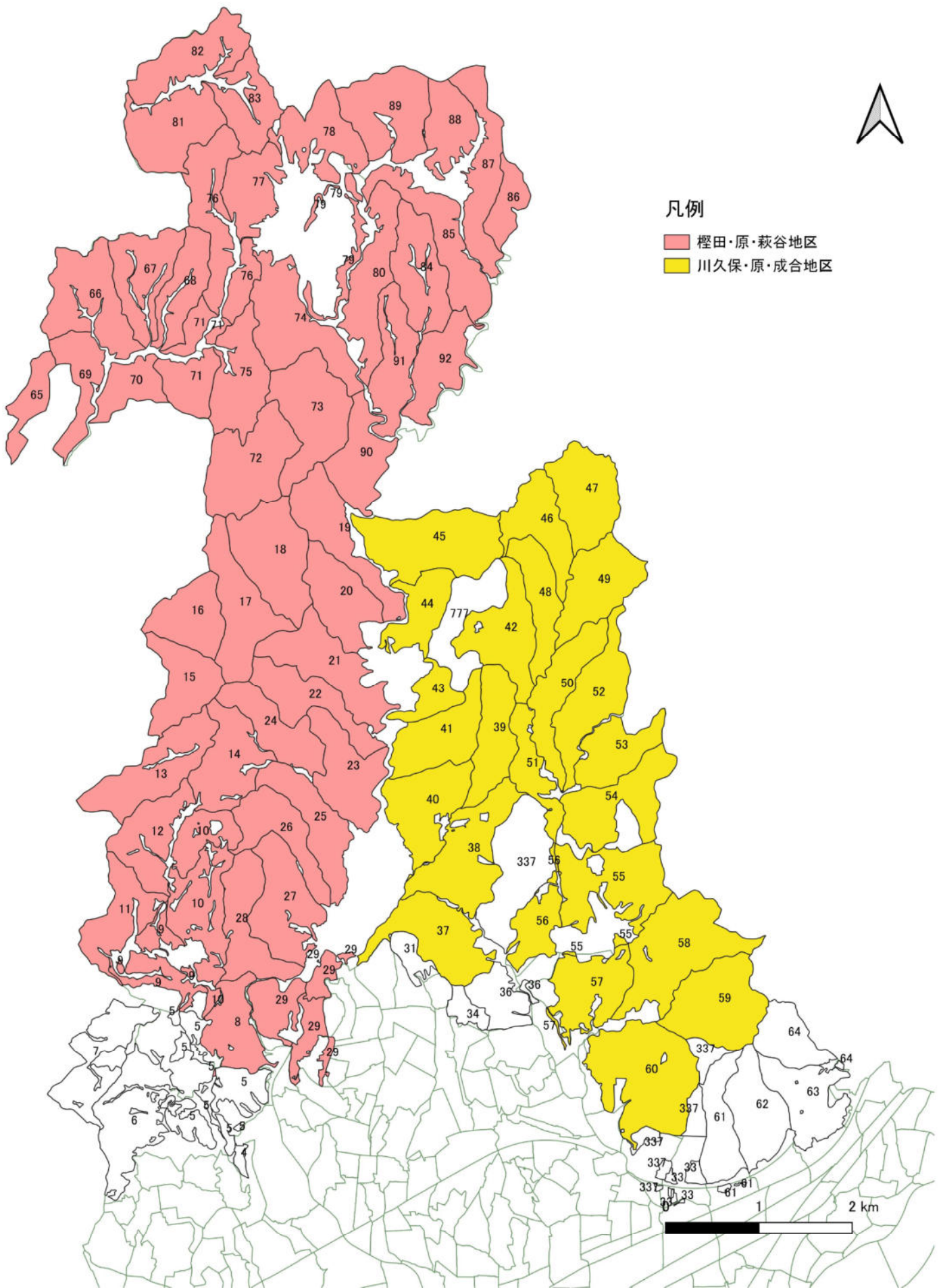
□ 市有林

— 国府道

— 林道



森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域
(森林経営計画を作成できる区域)



鳥獣害防止森林区域



凡例

■ 鳥獣害防止森林区域

